



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

連続発生!

～架空請求詐欺のハガキ～ 3件で総額約6,000万円の被害!!

《架空請求詐欺のハガキの例》

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号（わ）251裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

〒*****

東京都△△△〇〇〇×××

取り下げ等のお問合せ窓口 03-※※※※-※※※※

受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

① 岡崎市内の被害 (H29.8月～9月)



「訴訟を起こした人がヤクザに

取立てを依頼した」と脅された。

・被害額 約2,200万円

② 春日井市内の被害 (H29.10月～11月)



「訴訟を起こした人が自宅まで

現金を取りに行く」と脅された。

・被害額 約1,300万円

③ 名古屋市内の被害 (H29.10月～11月)



「財産を差し押さえる」と脅された。

・被害額 約2,500万円

いずれの被害も1ヶ月以上にわたり、犯人から脅されていました。

被害にあわないために

県内全域で、このような
ハガキが確認されています。



このようなハガキで、公的機関から訴訟に関する通知がされることはありません!



ハガキに記載された電話番号には、絶対に連絡しない!



いや
心配な方は、最寄りの警察署や消費者ホットライン(188)に相談!